

不正アクセス禁止法改正の概要

目的

サイバー犯罪の防止・電気通信に関する秩序の維持

取締面、防御面の両方向からの対策が必要

取締対策面

- 不正アクセス行為の禁止・処罰
- 不正アクセス行為： 他人のID・パスワードを悪用したり、コンピュータ・プログラムの不備を衝くことにより本来アクセスする権限のないコンピュータ(サーバ)を利用する行為

詐欺、個人情報の漏えい等を早い段階で予防

防御対策面

企業の努力義務

防御機能の有効性の検証
防御制御機能の高度化

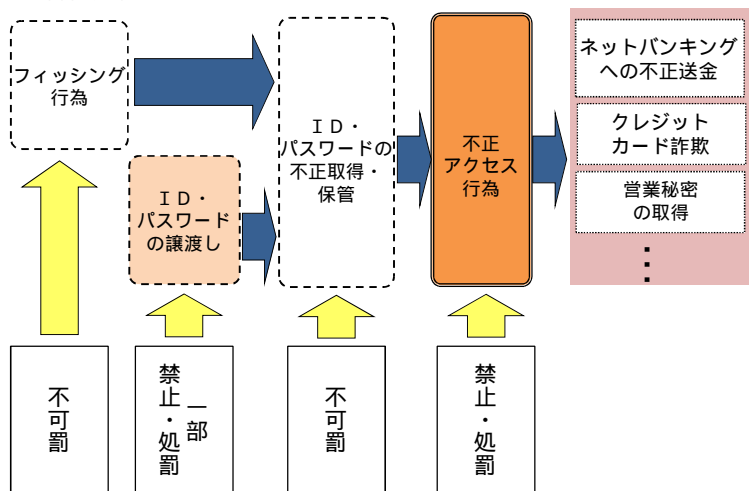
国による援助

- 不正アクセス行為に関する統計
- 技術の研究開発状況等の公表

防御力を向上させて不正アクセスを防ぐ

改正前

フィッシング行為、ID・パスワードの譲渡により、他人のID・パスワードが不正流通
ID・パスワードが不正流通することで不正アクセスが行われ、各種犯罪につながっている

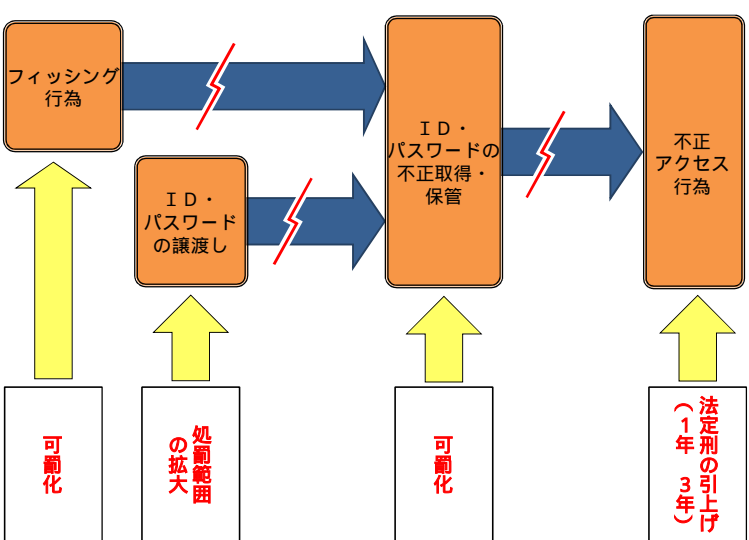


ID・パスワードの不正流通を防止するための規制強化が必要

取締対策の強化

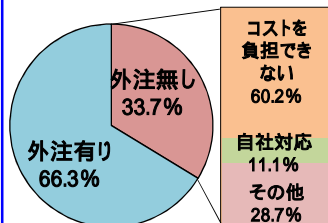
改正後

規制の強化

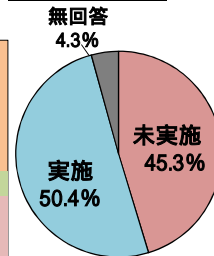


情報通信技術について専門的知識がなく、資金の制約等から情報セキュリティについて外注もできないアクセス管理者が多い
自社システムの脆弱性の検証すら実施できていないアクセス管理者が存在

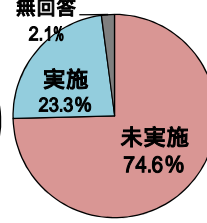
セキュリティサービスに関する外注状況及び外注していない理由



脆弱性情報を元にした対策の実施状況



自社システムの脆弱性検証の実施状況



不正アクセス行為対策等の実態調査(平成24年2月警察庁)

企業による防御措置が十分に講じられていない状況

企業が努力義務を果たすための新たな環境整備が必要

防御対策の強化

防御措置の向上

情報セキュリティ関連事業者団体

- (例) 日本セキュリティオペレーション事業者協議会
- フィッシング対策協議会

国による新たな援助
不正アクセス行為の手口や発生の実態に関する個別具体的な情報の提供

- 不正アクセス行為の実態を踏まえたアクセス制御機能の有効性の検証
- アクセス制御機能の高度化の在り方に関する助言等

援助を受けた団体の自主的活動

アクセス管理者向けの

- アクセス制御機能の有効性の具体的な検証手段の提示
- 事業の規模や性質に応じたアクセス制御機能の最適な高度化モデルづくりの支援

アクセス管理者による防御措置の向上

上記の取組を通じて、アクセス管理者が努力義務を果たすための環境整備

アクセス管理者による防御措置が向上